# ACSES ニュースレター_２０４４号（2021 年 2 月 26 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（14 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
[大災害対策]
・地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果〈総務省消防庁〉
[2] 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する告示（国土交通省告示第 126 号）〈官報〉
[3] 食品安全衛生関係
◇[令和 3 年 2 月 17 日生食発 0217 第 1 号]食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法の一部改正について〈厚生労働省〉
[4] その他省庁発表
◇行動計画策定指針の一部を改正する告示（内閣府・国家公安委員会・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号）〈官報〉
◇臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目（厚生労働省告示第 49 号）〈官報〉
◇労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 40 号）〈官報〉
[5] 海外の化学物質管理情報
○国際：２件　○欧州：９件　○米国：５件　○カナダ：１件　○ロシア連邦：１件
○オーストラリア：１件

繁縷（ハコベ）

**********

## [1] *化学物質関係事故、事件関係*

### [大災害対策]

### ・地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果

＜総務省消防庁　2021 年 2 月 25 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/7ae946f919a3685e78f0c61ab0b3b3162a2677bd.pdf

消防庁では、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用電源に関する調査を実施し、この度、令和２年６月１日現在の状況を取りまとめましたので公表します。

| 市町村における調査結果の概要 |
|---|
| ○ 設置済団体数は、昨年度から 23 団体増加し市町村で 1,636 団体となり、着実に整備が進んだ。 |
| ○ 浸水対策済団体数が初めて７割を超えるなど、段階的に機能強化の取組みが進んだ。 |
| ○ 着実に整備が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、稼働時間 72 時間以上の確保など一層の機能強化の取組みが求められる。 |

※ 都道府県は昨年度から１団体減少しているが、非常用電源の更新工事のための一時的なものである。

１　調査結果

| 区 分 | 都道府県 | 市町村 |
|---|---|---|
| 設置済団体数 | 46/47<br>【前年比-1 更新工事中のため】 | 1,636/1,741（94.0%）<br>【前年比+23 団体】 |
| 稼働時間 72 時間以上の団体数※1 | 43/46（91.5%） | 794/1,636（48.5%）<br>【前年比＋77 団体】 |
| 浸水対策済み団体数※2 | 17/18（94.4%） | 542/760（71.3%）<br>【前年比＋46 団体】 |
| 地震対策済み団体数※1 | 46/46（100%） | 1,376/1,636（84.1%）<br>【前年比＋51 団体】 |
| 燃料供給事業者等との燃料供給協定の締結状況※1 | 46/46（100%） | 1,035/1,636（63.3%）<br>【前年比＋64 団体】 |

※1 設置済み団体数を分母とする

※2 水防法に基づき指定された浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮）、都道府県の設定する津波浸水想定区域など、浸水のおそれのある区域内に災害対策本部設置庁舎のある団体が対象

※3 前年と分母が異なる数値については前年比の記載なし

２ 消防庁の対応

本日、地方公共団体に対し、以下の取組等を進めるよう、別添１の通知を発出。

○ 非常用電源及びその燃料の整備を早急に図ること

○ 非常用電源については、72 時間は稼働できるよう燃料等を備蓄しておくこと

○ 停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との協定の締結を進めること

○ 非常用電源については浸水や揺れに備えた対策を図ること

＜参考＞ 地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査

(1) 調査対象　　都道府県 47 団体、市町村 1,741 団体

(2) 調査基準日　令和２年６月 1 日

(3) 調査内容

・非常用電源の設置状況

・非常用電源の浸水・地震対策

・非常用電源の使用可能時間 等

※調査結果の詳細（団体別の状況）については、別添２のとおり。

別添１

消防災第 15 号

令和３年２月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の調査結果について、別添のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

設置済団体数は市町村で 1,636 団体となり、着実に整備が進んでいます。

一方で、整備済団体においても、稼働時間 72 時間以上の団体数は５割を下回ることなどから、一層の機能強化を図る必要があります。

各都道府県においては、管内市町村に対し、下記の事項について周知及び助言いただくとともに、都道府県においても必要な取組みを行っていただくようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１ 非常用電源の設置について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、早急に整備を図ること。

２ 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年２月内閣府（防災担当））において、「72 時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼動可能とする措置が望ましい。」とされていることから、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72 時間は稼動できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、１週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

３ 非常用電源の浸水・地震対策について

災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼動させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、浸水や揺れに備えた対策を図ること。

４ 緊急防災・減災事業債の活用の検討について

非常用電源の整備や機能強化（浸水・地震対策、非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費について、緊急防災・減災事業債の活用も検討すること。

**********

[2] <u>建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する告示（国土交通省告示第 126 号）</u>

［官報］ 令和３年２月 26 日　号外　第 42 号　76～80 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420076f.html

**○国土交通省告示第 126 号**

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和３年２月 26 日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正前」を省略し、「改正後」のみ記載―

「改正後」

別表

| | | (い)調査項目 | | (ろ)調査方法 | (は)判定方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | | | | | |
| 四 建築物の内部 | (略) | | | | |
| | (三十六) | 警報設備 | 警報設備の設置の状況 | 目視及び設計図書等により確認する。ただし、六月以内に実　施した消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の三の規定に基づく点検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にあつては、当該記録に | 令第百十条の五の規定に適合しないこと。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | より確認することで足りる。 | |
| | （三十七） | | 警報設備の劣化及び損傷の状況 | | 目視により確認する。ただし、六月以　内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。 |
| | （三十八）～（四十一） | 居室の採光及び換気 | （略） | | | |
| | （四十二） | | 換気設倨の作動の状況 | | 各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した法第十二条第三項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる | 換気設備が作動しないこと。 |
| | （四十三） | | （略） | | | |
| | （四十四）～（四十七） | （略） | | | | |
| 五 避難設備等 | （十一）～（十八） | 階段 | （略） | | | |
| | （十九）・（二十） | | | | | |
| | （二十一） | | 特別避難階段 | 付室等の排煙設備の作動の状況 | 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 排煙設備が作動しないこと。 |
| | （略） | | | （略） | | |
| | （二十四）・（二十五） | 排煙設備等 | 防煙壁 | （略） | | |
| | （二十六） | | | 可動式防煙壁の作動の状況 | 各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 可動式防煙壁が作動しないこと。 |
| | （二十七） | | 排煙設備 | （略） | | |
| | （二十八） | | | 排煙設備の作動の | 各階の主要な排煙設備の作動 | 排煙設備が作 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 状況 | を確認する。ただし三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 動しないこと。 |
| | (略) | | | (略) | | |
| | (三十)・(三十一) | その他設備等 | (略) | | | |
| | (三十二)・(三十三) | | 非常用エレベーター | (略) | | |
| | (三十四) | | | 乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況 | 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 排煙設備が作動しないこと。 |
| | (三十五)・(三十六) | | | (略) | | |
| | (三十七) | | | 非常用エレベーターの作動の状況 | 非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる | 非常用エレベーターが作動しないこと。 |
| | (三十八) | | 非常用の照明装置 | (略) | | |
| | (三十九) | | | 非常用の照明装置の作動の状況 | 各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる | 非常用の照明装置が作動しないこと。 |
| | (略) | | | (略) | | |
| (略) | | | | | | |

別記　(略)

**附　則**

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

**********

[3] ***食品安全衛生関係***

◇[令和３年２月 17 日生食発 0217 第１号]食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法の一部改正について

＜厚生労働省　2021 年２月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/content/000739489.pdf

生食発 0217 第１号
令和３年２月 17 日

都道府県知 事
各　保健所設置市長　殿
特 別 区 長

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である
物質の試験法について」の一部改正について

今般、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品に関する試験法に係る知見の集積等を踏まえ、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年１月 24 日付け食安発第 0124001 号）を下記のとおり改正することとしました。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏なきようお取り計らい願います。

記

目次を別紙１のとおり改め、「フルベンダゾール試験法（畜水産物）」を廃止し、以下に掲げる４つの試験法を「第３章 個別試験法」に別紙２のとおり追加すること。

・アシュラム試験法（畜産物）
・エトフメセート試験法（農産物）
・クレソキシムメチル試験法（畜水産物）
・フルベンダゾール試験法（畜産物）

**********

[4] *その他省庁発表*

**◇行動計画策定指針の一部を改正する告示（内閣府・国家公安委員会・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号）**

［官報］ 令和３年２月 24 日　本紙　第 438 号　2～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210224/20210224h00438/20210224h004380002f.html

**○内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省　告示第１号**

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第七条第一項及び第三項の規定に基づき、行動計画策定指針（平成二十六年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次の表のように変更し、令和三年四月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和３年２月 24 日　　内閣総理大臣　　菅義偉

国家公安委員会委員長　　小此木八郎
文部科学大臣　　萩生田光一
厚生労働大臣　　田村　憲久
農林水産大臣　　野上浩太郎
経済産業大臣　　梶山　弘志
国土交通大臣　　赤羽　一嘉
環境大臣　　小泉進次郎

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| 六　一般事業主行動計画の内容に関する事項<br>（略）<br>１　雇用環境の整備に関する事項<br>⑴　妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の | 六　一般事業主行動計画の内容に関する事項<br>（略）<br>１　雇用環境の整備に関する事項⑴　妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備 |

| | |
|---|---|
| 整備<br>ア～ク（略）<br>ケ　子どもの看護のための休暇の措置の実施<br>子の看護休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。<br>コ・サ（略）<br>シ　不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施<br>働きながら不妊治療を受ける労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするため、不妊治療のだめに利用することができる休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含む。）、年次有給休暇の半日単位の付与や時間単位付与制度、所定外労働の制限、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度、フレックスタイム制、短時間勤務制度、テレワーク（ＩＣＴを活用した場所にとらわれない働き方をいう。以下同じ。）の導入その他の措置を講ずる。<br>この場合、具体的なニーズは労働者によって様々であることが想定されることから、各企業において、不妊治療と仕事の両立の推進に関する取組体制を整備し、その雇用する労働者のニーズを把握するための調査　を行い、その結果を踏まえた措置を講ずることが望ましい。また、不妊治療と仕事の両立の推進に関する企業の方針や具体的措置についての労働者に対する周知、社内における理解促進のための取組、担当者による相談対応等を併せて行うことが望ましい。<br>また、休暇制度等の運用に当たっては；プライバシー保護の観点から、労働者の不妊治療等の機微な個人情報の取扱いに十分留意することが必要である。<br>ス・セ　（略）<br>⑵　働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備<br>ア～ウ　（略）<br>エ　テレワーク等の導入　テレワーク等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。<br>オ　（略）<br>２　（略）<br>八　特定事業主行動計画の内容に関する事項 | ア～ク　（略）<br>ケ　子どもの看護のための休暇の措置の実施<br>子の看護休暇について、一時間を単位とする取得を可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。<br>コ・サ　（略）<br>（新設）<br>シ・ス　（略）<br>⑵　働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備<br>ア～ウ　（略）<br>エ　テレワーク（ICT を活用した場所にとらわれない働き方をいう。以下同じ。）等の導入　テレワーク等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。<br>オ　（略）<br>２　（略）<br>八　特定事業主行動計画の内容に関する事項 |

| | |
|---|---|
| （略）<br>1　勤務環境の整備に関する事項<br>⑴～⑹　（略）<br>⑺　不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等<br>職員が働きながら不妊治療を受けられるよう、勤務時間、休暇その他の利用可能な制度の周知や管理職に対する意識啓発等を通じて、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図る。<br>⑻～⑿　（略）<br>２　（略） | （略）<br>1　勤務環境の整備に関する事項<br>（新設）<br>⑺～⑾　（略）<br>２　（略） |

---

**◇臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目（厚生労働省告示第 49 号）**

［官報］　令和３年２月 24 日　本紙　第 438 号　3～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210224/20210224h00438/20210224h004380003f.html

**○厚生労働省告示第 49 号**

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十八条第三号及び第四号の規定に基づき、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目を次のように定め、令和四年四月一日から適用し、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目（昭和六十二年厚生省告示第二十一号。以下「旧告示第二十言万」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目（昭和六十二年厚生省告示第二十二号。以下「旧告示第二十二号」という。）は、令和四年三月三十一日限り廃止する。ただし、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百六十六号）附則第二項の規定に基づき臨床検査技師国家試験を受けることができる者については、旧告示第二十一号及び旧告示第二十二号の規定はなおその効力を有する。

令和３年２月 24 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、　採血及び検体採取に関する科目

**第一条**　臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号。以下「令」と　いう。）第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目は、次のとおりとする。

一　　病態学（薬理学及び病態薬理学を除く。）
二　　公衆衛生学
三　　医用工学概論
四　　血液検査学
五　　病理検査学
六　　尿・糞便等一般検査学
七　　生化学検査学
八　　免疫検査学
九　　遺伝子関連・染色体検査学
十　　輸血・移植検査学
十一　微生物検査学
十二　生理検査学
十三　臨床検査総合管理学
十四　医療安全管理学

**第二条**　令第十八条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に

関する科目は、次のとおりとする。
一　病態学
二　公衆衛生学
三　医用工学概論
四　血液検査学
五　病理検査学
六　尿・糞便等一般検査学
七　生化学検査学
八　免疫検査学
九　遺伝子関連・染色体検査学
十　輸血・移植検査学
十一　微生物検査学
十二　生理検査学
十三　臨床検査総合管理学
十四　医療安全管理学

---

**◇<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第40号）</u>**

［官報］　令和3年2月25日　本紙　第439号　4頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210225/20210225h00439/20210225h004390004f.html

あらまし
◇労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労 する政令 働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正（政令第四〇号）（厚生労働省）

１　適用対象業務
　その業務の実施の適正を確保するためには業務として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない業務として定められている医師法第一七条に規定する医業等の範囲から、次に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある病院等である場合を除くものとした。（第二条第一項関係）
（一）　保健師助産師看護師法第五条に規定する業務
（二）　保健師助産師看護師法第六条に規定する業務
（三）　薬剤師法第一九条に規定する業務
（四）　臨床検査技師等に関する法律第二〇条の二第一項に規定する業務
（五）　診療放射線技師法第二条第二項及び第二四条の二に規定する業務

２　日雇派遣の例外業務
　その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として、病院等以外の場所において行う保健師助産師看護師法第五条に規定する業務を加えるものとした。　（第四条第一項関係）

３　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした

**********

[5] ***<u>海外の化学物質管理情報</u>***

＊）　化学物質国際対応ネットワークマガジン　第110号　2021年2月25日　から。
無印：NITE化学物質管理関連情報 第527号　2021年2月25日　から。

**〇国際**

・<u>SAICMにおける最新動向</u>　＊）
SAICM：Strategic Approach to International Chemicals Management
国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ

ICCM5 の更なる開催延期

ICCM5：the International Conference on Chemicals Management

2021 年 1 月 27 日に開催された SAICM ビューロー会合は、2021 年 7 月に開催予定であった第 5 回国際化学物質管理会議（ICCM5）の対面式の開催をさらに延期することを発表しました。ICCM5 では、現行の SAICM が 2020 年で期限を迎えたことを踏まえて、次期枠組み（ポスト SAICM）を協議・決定する予定です。ICCM5 は当初は 2020 年 10 月にボン（ドイツ）で開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により延期されており、今回の延期は 2 回目の延期となります。

なお、ICCM5 に向けて次期枠組みについて協議する予定であった第 4 回会期間会合（IP4）についても延期されることが発表されています。

SAICM 事務局　発表（英語）

http://www.saicm.org/Portals/12/Documents/Messages/2021-02-01_SAICM-message-to-stakeholders.pdf

・DRAFT NEW TEST GUIDELINE Determination of relative metal/metalloid release using a simple simulated gastric fluid (0.032 M HCl)

＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 2 月 15 日＞

http://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-test-guideline-metal-release.pdf

OECD は、単純な人工胃液（0.032 M HCl）を使用した金属／半金属放出を決定する新たな試験ガイドラインの草案を公開した。

---

**〇欧州**

・欧州における最新動向　＊）

ECHA が 2013 年に発表した SVHC ロードマップの成果を公表

欧州化学物質庁（ECHA）は、2021 年 2 月 4 日、「SVHC2020 ロードマップ」の成果をまとめた文書（全 4 ページ）を発行しました。このロードマップは、2013 年に発表され、2020 年が期限となっていました。

SVHC ロードマップの目標は、高懸念物質（SVHC）を全て特定し、2020 年までに認可対象物質候補リストに含めることでした。その結果、当該候補リストには現在 211 の物質が含まれています。また、ロードマップでは、懸念される新規化学物質を効率的に特定することも目的としていました。 EU 加盟国と ECHA は、REACH 規則に基づいて登録された化学物質情報を体系的にスクリーニングしています。2020 年末までに、加盟国は潜在的に懸念される約 220 の化学物質について規制管理オプション分析（RMOA）を実施し、その約 80%に対してさらなる規制措置の必要性を特定しました。

ECHA　NEWS（英語）

https://echa.europa.eu/-/roadmap-to-address-substances-of-very-high-concern-complete

ECHA　SVHC2020 ロードマップ　成果文書（英語）

https://echa.europa.eu/documents/10162/19126370/svhc_roadmap_2020_achievements_en.pdf/ea2249db-bf03-a3ed-e3dd-42a2dcce05db

・Restricting hazardous chemicals protects millions of Europeans from serious diseases

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 16 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/restricting-hazardous-chemicals-protects-millions-of-europeans-from-serious-diseases

ECHA は、2016 年～2020 年の期間に提案された REACH 制限のコストとベネフィットと題する報告書を掲載し、欧州全体の制限は市民の重篤な病気リスクを低減し、毎年 10 万トンの化学物質による環境汚染を防止していると報じている。

Costs and benefits of REACH restrictions proposed between 2016-2020　→

https://www.echa.europa.eu/documents/10162/13630/costs_benefits_reach_restrictions_2020_en.pdf/a96dafc-42bc-cb8c-8960-60af21808e2e

・Applications for authorisation - current consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 17 日＞

https://www.echa.europa.eu/applications-for-authorisation-consultation

ECHA は、トリクロロエチレン、三酸化クロム、および p-ノニル(直鎖および分岐)フェノールエトキシレートの使用に

関する 4 件の REACH 認可申請を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/4/14 まで。

・ECHA Weekly - 17 February 2021

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 17 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-17-february-2021

ECHA は ECHA Weekly の 2021/2/17 版を掲載した。

・Current Testing Proposals

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 18 日＞

https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current

ECHA は、無益な動物試験を回避するため、18 物質の REACH 登録に関する 23 の試験提案を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/4/5 まで。

・ECETOC workshop recommends improving REACH legal text to enable more use of exposure-based adaptations when registering chemicals

＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2021 年 2 月 17 日＞

https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-workshop-recommends-improving-reach-legal-text-to-enable-more-use-of-exposure-based-adaptations-when-registering-chemicals/

ECETOC は、主催したワークショップが、化学物質の登録に際し、より多くの暴露ベースの適応（EBA）を使用できる様に REACH 規則の法的テキストを改善することを推奨したと報じている。

・欧州化学物質庁、「2020 年までの高懸念物質ロードマップ」の完成を発表

＜環境展望台：国立環境研究所　2021 年 2 月 4 日＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=31271

標記記事が掲載された。

・欧州環境庁、化学物質の汚染防止には安全で持続可能な製品を設計する新しい手法が必要と報告

＜環境展望台：国立環境研究所　2021 年 2 月 4 日＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=31272

標記記事が掲載された。

・欧州環境庁、循環型経済の視点から欧州のプラスチック対策を考察する報告書を公表

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 1 月 28 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=44976&oversea=1

標記記事が掲載された。

---

## ○米国

・米国における最新動向　＊）

（1）OSHA が危険有害性周知基準（HCS）を GHS 改訂第 7 版への移行を提案

米国労働安全衛生局（OSHA）は、2021 年 2 月 16 日、危険有害性周知基準（Hazard Communication Standard：HCS）を改正することを発表しました。HCS は現在 GHS 改訂第 3 版に準拠していますが、今回の改正により GHS 改訂第 7 版に移行することになります。

改定案は現在パブリックコメント中であり、期限は 2021 年 4 月 19 日までとなっています。

OSHA　通知（英語）

https://www.osha.gov/hazcom/rulemaking

連邦政府ジャーナル（英語）

https://www.federalregister.gov/documents/2021/02/16/2020-28987/hazard-communication-standard

（2）過去 4 年間に TSCA プログラムで発行された政策及び規制の撤回・見直しに関する大統領令を発表

2021 年 1 月 20 日に就任したバイデン米国大統領は、同日、米国環境保護庁（EPA）やその他の連邦政府機関に対して、2017 年 1 月 20 日から 2021 年 1 月 20 日までの過去 4 年間に改正有害化学物質規制法（TSCA）プログラムの中で発行された政策及び規制の撤回あるいは見直しを検討するよう大統領令（「公衆衛生及び環境を保護し気候危機に取り組むための科学の回復に関する大統領令」）を発表しました。この期間中に、2016 年 6 月に施行された改正 TSCA の中核的な手続きルールの策定や特定の物質に対する複数の決定を下してきたため、この大統領令は、個々の化学物質管理のみならず、米国全体の化学物質管理スキームを強化する可能性が考えられます。

この大統領令に基づく各連邦政府機関のアクションリストには約 50 のアクションが整理されていますが、その中で改正 TSCA に関する内容は以下の 9 件となります。

１．改正 TSCA 第 6 条 (h) 難分解性、生物蓄積性、毒性を持つ化学物質の規制に基づくヘキサクロロブタジエン (HCBD) の管理ルール (2021 年 1 月 6 日決定)

２．改正 TSCA 第 6 条 (h) 難分解性、物蓄積性、毒性を持つ化学物質の規制に基づくペンタクロロツィオフェノール (PCTP) の管理ルール (2021 年 1 月 6 日決定)

３．改正 TSCA 第 6 条 (h) 難分解性、生物蓄積性、毒性を持つ化学物質の規制に基づくフェノール、イソプロピル化リン酸塩 (3:1) (PIP 3:1) の管理ルール (2021 年 1 月 6 日決定)

４．改正 TSCA 第 6 条 (h) 難分解性、生物蓄積性、毒性を持つ化学物質の規制に基づくデカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE) の管理ルール (2021 年 1 月 6 日決定)

５．改正 TSCA 第 6 条 (h) 難分解性、生物蓄積性、毒性を持つ化学物質の規制に基づく 2,4,6-トリス (tert-ブチル) フェノール (2,4,6-TTBP) の管理ルール (2021 年 1 月 6 日決定)

６．改正 TSCA に基づく塩化メチレン (MC) の最終リスク評価結果 (2020 年 6 月 24 日決定)

７．改正 TSCA 第 6 条 (h) 難分解性、生物蓄積性、毒性を持つ化学物質の規制 (2019 年 7 月 29 日決定)

８．改正 TSCA 第 6 条 (a) の下での消費者使用のための塗料およびコーティング除去の規制に基づく塩化メチレンの管理ルール (2019 年 3 月 27 日決定)

９．改正 TSCA に基づく化学物質リスク評価の手続き (2017 年 7 月 20 日決定)

米国連邦政府　大統領令 (英語)

https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/01/20/executive-order-protecting-public-health-and-environment-and-restoring-science-to-tackle-climate-crisis/

米国連邦政府　各連邦政府機関のアクションリスト (英語)

https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/01/20/fact-sheet-list-of-agency-actions-for-review/

・EPA Commits to Strengthening Science Used in Chemical Risk Evaluations

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 16 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-commits-strengthening-science-used-chemical-risk-evaluations

EPA は、TSCA に基づく化学物質のリスク評価で使用される科学の強化を促進している。これはバイデン-ハリス政権の「証拠に基づく決定を下し、入手可能な最良の科学データに基づく政策とプログラムを開発する」というコミットメントに従って行動を継続するものであると説明している。

・EPA Seeks Small Businesses Input on Risk Management Rulemaking for PV29

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 19 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-small-businesses-input-risk-management-rulemaking-pv29

EPA は、C.I. Pigment Violet 29 (PV29) の TSCA に基づくリスク管理規則策定に際し、小規模事業者、政府、および非営利団体に小規模事業者代表 (SER) として参加し、小規模事業擁護レビュー (SBAR) パネルにアドバイスと推奨事項を提供するように求めている。

・Chemical Category for Octahydro-Tetramethyl-Naphthalenyl-Ethanone (OTNE); Manufacturer Request for Risk Evaluation Under the Toxic Substances Control Act (TSCA); Notice of Availability and Request for Comments

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 19 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/02/19/2021-03383/chemical-category-for-octahydro-tetramethyl-naphthalenyl-ethanone-otne-manufacturer-request-for-risk

EPA は、製造業者から要求された総称名 OTNE の TSCA に基づくリスク評価と、それに対する意見募集を開始することを官報公示した。この要求に関連するドケットには、リスク評価に対する製造業者の要求と、EPA が OTNE のリスク評価の範囲に含めるために特定した追加の使用条件が含まれており、全ての TSCA リスク評価は、EPA が開始したか、製造業者が要求したかにかかわらず、同じ方法で実施されると説明している。意見提出は 2021/4/5 まで。

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/USA/1697

＜米国労働安全衛生局(OSHA)　2021 年 2 月 18 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170445?FromAllNotifications=True
米国労働安全衛生局(OSHA)は、ハザードコミュニケーション基準(HCS)を国連 GHS 改訂 7 版に準拠する様に改訂する提案規則作成通知(NPRM)と提案規則への意見募集を WTO/TBT 通報した。この基準の改訂案には、特定の健康および物理的有害性の分類に関する基準の改訂、ラベルの更新に関する規定の改訂、小型容器への新しいラベル規定、安全データシート（SDS）の内容に関連する技術的修正、および定義に関連する改訂が含まれると説明している。この通報への意見提出は 2021/4/19 まで。
WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/USA/21_1192_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/USA/21_1192_01_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/USA/21_1192_02_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/USA/21_1192_03_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/USA/21_1192_04_e.pdf
---

## ○カナダ

・カナダにおける最新動向　＊）
保健省が危険有害性製品規則（HPR）を GHS 改訂第 7 版への移行を提案
　カナダ保健省（Health Canada）は、2020 年 12 月 19 日、現在国連 GHS 改訂第 5 版に準拠している危険有害性製品規則（HPR）を、GHS 改訂第 7 版へ移行して改正する提案を行いました。この GHS 改訂第 7 版への移行は、カナダ・アメリカ合衆国規制協力会議（RCC）の規制協力声明に基づいた改正になります。
　改定案は現在 70 日間のパブリックコメントが実施され、その期限は 2 月 27 日までです。
カナダ政府　官報（英語）
https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-12-19/html/reg4-eng.html
カナダ・アメリカ合衆国規制協力会議（RCC）
https://www.canada.ca/en/health-canada/corporate/about-health-canada/legislation-guidelines/acts-regulations/canada-united-states-regulatory-cooperation-council.html
---

## ○ロシア連邦

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/RUS/110
＜ロシア連邦　2021 年 2 月 19 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170472?FromAllNotifications=True
ロシア連邦は、ユーラシア経済連合における化学物質と混合物の登録簿の作成と維持、および化学品の届出に関する規則案を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/4/1 まで。WTO/TBT 通報文書（ロシア語）　→
https://docs.eaeunion.org/ria/ru-ru/0104473/ria_16022021
---

## ○オーストラリア

・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 17 February 2021
＜オーストラリア　2021 年 2 月 17 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-certificate-17-february-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(2019)第 82 条に基づき、審査証明書発行後 5 年が経過した 11 物質をオーストラリア工業化学品インベントリに追加した。
・Commercial evaluation authorisations - 19 February 2021
＜オーストラリア　2021 年 2 月 19 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/commercial-evaluation-authorisations-19-february-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(2019)第 58 条に基づき、企業が商業的評価の目的で化学

物質を輸入または製造(導入)することができる商業的評価認可-2021 年 2 月 19 日を公開した。

・New chemical assessment statement - 19 February 2021

＜オーストラリア　2021 年 2 月 19 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/new-chemical-assessment-statement-19-february-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(2019)第 37 条に基づき、新規化学品審査ステートメントを公開した。

2-Thiopheneethanol, tetrahydro-2-methyl-5-(1-methylethyl)- Assessment statement (CA09314)　→

https://www.industrialchemicals.gov.au/sites/default/files/2021-02/CA09314%20Assessment%20Statement%20%5B665%20KB%5D_1.PDF

・New chemical public reports - 19 February 2021

＜オーストラリア　2021 年 2 月 19 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/new-chemical-public-reports-19-february-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品(修正および経過規定)

規則 2019 の第 13 条に従い、新規化学品の公開レポートを発表した。

********** 以上 **********